クリーニング所(一般) の て び き

（区ホームページ）

葛飾区保健所

生活衛生課　環境衛生担当係

〒１２５－００６２　東京都葛飾区青戸４－１５－１４　健康プラザかつしか内

電話　　０３（３６０２）１２４２

ファックス　０３（３６０２）１２９８

※てびきには、主な構造設備基準・衛生管理基準が掲載されていますが、
全ての基準が掲載されているわけではありません。
申請予定の方はインターネット等を利用し、関係法令をご確認ください。

葛飾区

クリーニング所(一般)開設までの手続き

事 前 相 談

構造設備、その他について、図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。
別途、関係機関にもご相談ください。

▶

書類の提出

開設には下記の書類が必要です。
施設検査までの日数に余裕をもって（１週間前までに）届出してください。

▶

施設の検査

施設が完成したら、保健所の職員が設備基準等に適合しているかどうか検査します。基準に適合しない場合は、改善後、再検査します。

▶

開　　店

検査に適合し、保健所長の確認を得ると開店できます。後日、確認済証を交付しますので、取りに来てください。

開設時に必要な書類

○　クリーニング所開設届
○　構造及び設備の概要（一般）
　❖　施設の平面図、施設付近の見取り図
○　営業者等の本籍、住所、氏名、生年月日
○　従事者中のクリーニング師の氏名、本籍、住所、生年月日、登録番号
○　クリーニング師免許証（**本証**提示、コピー不可）
○　*他にクリーニング所を開設している場合*：クリーニング所の名称・所在地・従事者数・
　　従事者にクリーニング師がいる時はその氏名の記載された書類

※　このほか、検査手数料が 16,000 円かかります。

（例） クリーニング所（一般） 構造設備概要

区分処理・格納設備

○洗濯、仕上をそれぞれしていない物と済んだ物で容器を分け、扱うようにしてください。

○消毒が必要な洗濯物（詳しくはP.5参照）は他の洗濯物と分けて、洗濯前に消毒してください（洗濯が消毒の効果を有する方法の場合は消毒の必要はありません）。

利用者に対する苦情の申出先

○クリーニング所の名称・所在地・電話番号を店頭に掲示してください。

受取り、引渡し場

○仕上品と洗濯していない物が混ざらないよう分けて受渡しできるカウンターにしましょう。

換気・採光・照明

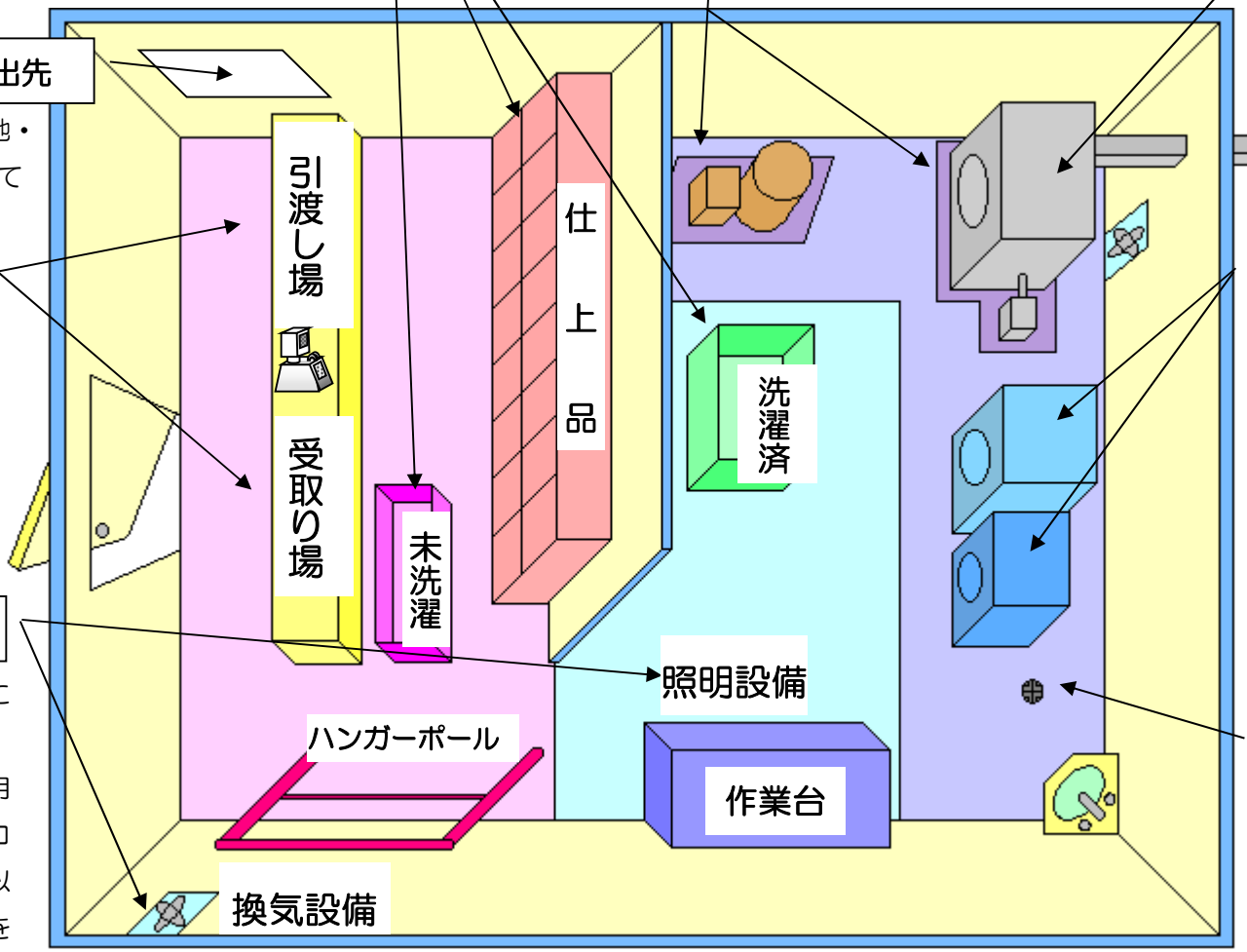
○採光、照明及び換気を十分に確保してください。

※テトラクロロエチレン使用施設では所内のテトラクロロエチレン濃度を25ppm以下に保つように換気設備を設けましょう。

テトラクロロエチレンの貯蔵及び蒸留残さ物等の保管

○貯蔵・保管する場所は、床面をコンクリート、タイル等の水が浸みこまない材質のものとし、直射日光及び雨水を防ぐ構造にしてください。

○貯蔵タンク及び保管容器は、密閉でき、溶剤が漏れたり、腐食しないものにしてください。



ドライ設備

○テトラクロロエチレンを使用する場合は、

・排液処理装置

・溶剤蒸気回収装置

を設置してください。

業務用機械

○洗い場のあるクリーニング所では、業務用の洗濯機及び脱水機をそれぞれ１台以上、備えてください（ただし、脱水機の機能がある洗濯機の場合は、脱水機を備える必要はありません）。

洗い場の床

○コンクリート、タイル等の水が浸みこまない材質のものとします。

○適当な勾配と排水口を設けてください。

クリーニング所の各種届出手続きについて

～下記のような場合には届出が必要です～

◆ 新規開設届

- 施設を新設する
- 施設を移転する（仮店舗も含む）
- 施設を大規模に増改築する…既に確認した施設と同一性を失う場合等
 （例えば、施設のおおむね 100%以上の増築又は 50%以上の改築）
- 施設を建て替える　　等

必要書類
＊ P.1「開設時に必要な書類」をご覧ください。

◆ 変更届

- 法人の（商号、事務所所在地、代表者等）が変わった
- 営業者の住所が変わった
- 店名が変わった
- 施設を小規模に増改築した
 （例えば、施設のおおむね 100%未満の増築又は 50%未満の改築）
- クリーニング師を新たに雇用した、店舗間で異動した、クリーニング師が退職した
- 従事者数が変わった　　等

（上記以外にも構造設備基準にかかわるもの（機械、設備の配置など）が変わる場合は変更届が必要です。）

＊施設、構造設備の変更については事前にご相談ください。

必要書類
＊ 変更届
＊ 変更した内容のわかる書類（施設設備図面 等）

◆ 承継届

- 譲渡により営業者の地位を承継した
- 営業者（個人）が死亡し、相続をした
- 法人が合併・分割した　等

＊事前にご相談ください。

必要書類
＊クリーニング所の営業者の地位承継届

（譲渡の場合）
＊営業の譲渡が行われたことを証する書類
＊他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、所在地、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類
（相続の場合）
＊ 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
　被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
＊ 相続人全員の同意書（相続人が２人以上の場合）
（合併・分割の場合）
＊ なし（地位承継届のみ）

◆ 廃止届

- 営業をやめた

必要書類
＊ 廃止届

衛生管理の徹底をお願いします

施設の清潔	・施設は常に整理整頓し、清潔に保ってください。 ・受渡し・シミ抜き・仕上げの作業台、洗濯物の収納容器、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機などの洗濯物が触れる部分は清潔に保ち、随時消毒しましょう。
換気・採光・照明	・クリーニング所内の換気、採光及び照明を十分に確保しましょう。 **テトラクロロエチレンを使用する場合** ・ドライ機の稼働中は十分に換気をしてください。 ・所内のテトラクロロエチレン濃度を 25ppm 以下に保ちましょう。
洗濯物の取扱	・受渡し場及び洗い場では、洗濯していない物と洗濯済みの物、仕上をしていない物と仕上済みの物を明確に分けて扱いましょう。 ・消毒が必要な洗濯物※は、他の洗濯物と分けて、洗濯前に消毒してください。 （洗濯が消毒の効果を有する方法の場合は消毒の必要はありません） **※消毒が必要な洗濯物とは**…伝染性病原菌汚染のおそれのあるもの、おむつ、パンツ類、手ぬぐい、タオル類、病院等の寝具類
溶剤	・溶剤は、密閉容器に入れ、日光の当たらない場所に保管してください。 ・蒸発残さ物等の汚染物は密閉できる専用容器に入れて、産業廃棄物として適正に処理してください。 **テトラクロロエチレンを使用する場合** ・排液、排ガスはそれぞれの処理装置を設け適切に処理しましょう。
利用者への説明	・利用者に対し、苦情の申出先を明示（**掲示**と**書面の配布**）します。 ・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行ってください。
研修・講習	・クリーニング師はクリーニング所で働き始めて**１年以内**に研修を受け、その後は、**３年に１回、研修**を受けてください。 ・クリーニング業務に従事する者の５人に１人に対し、**３年に１回、講習**を受けさせてください。 （研修を受けたクリーニング師は講習を受けた者とする）

関 係 機 関 一 覧

クリーニング師試験について

福祉保健局健康安全部　健康安全課　試験・免許担当
〒１６３－８００１　新宿区西新宿２－８－１　都庁第一本庁舎２１階南側　　電話　０３－５３２０－４３９１（直）

クリーニング師研修・クリーニング業従事者講習、経営相談、融資相談及びＳマーク等について

公益財団法人　東京都生活衛生営業指導センター
〒１５０－００１２　渋谷区広尾５－７－１　東京都広尾庁舎内　　電話　０３－３４４５－８７５１（代）

用途地域・地区計画について（都市計画法）

葛飾区建築関連総合窓口　　電話　０３－５８７５－６９５９（直）

消防（消防法、火災予防条例）

本田消防署　東立石３－１２－７　　電話　０３－３６９４－０１１９（代）
金町消防署　金町４－１５－２０　　電話　０３－３６０７―０１１９（代）

排水について（下水道法）

東部第二下水道事務所　お客さまサービス課　排水設備担当　　電話　０３－５６８０－１３５４（直）

特別管理産業廃棄物について（廃棄物処理法）

東京都 環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課　　電話　０３－５３８８－３５８９（直）